

真菌培養加算の新設に伴う 請求方法変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、2026年6月1日施行の令和8年度診療報酬改定におきまして、真菌培養加算が新設されました。

これに伴い、弊社の細菌検査におきましても請求方法を一部見直しさせていただくこととなりましたので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

(記)

【項目名】

項目名
真菌培養・同定

【変更日】：2026年7月1日(水)報告分より

【診療報酬改定の概要】

DO18 細菌培養同定検査

同一検体について一般培養と併せて真菌培養を行った場合は、真菌培養加算として、122点を所定点数に加算する。

【変更内容】※真菌培養・同定のみのご依頼の場合は改定前と同様に部位別の点数算定

項目名	新点数	旧点数
真菌培養・同定 (真菌培養加算)	122点※ (細菌培養同定の点数に加算)	細菌培養同定の点数に準拠

従来、真菌培養・同定は、細菌培養同定検査の所定点数に準拠しご請求しておりましたが、今後は改定の趣旨に基づき、同一検体について一般培養と下表の対象目的菌のいずれかを併せてご依頼の場合は、ご請求の対象とさせていただきます。

対象目的菌				
真菌	白癬菌	カンジダ	アスペルギルス	クリプトコッカス

※裏面に続きます。

